

# 旧大沼本店セットバック部分使用要領

## (目的)

第1条 この要領は、一般財団法人山形市都市振興公社（以下「公社」という。）が所有する、旧大沼本店セットバック部分（以下「セットバック部分」という。）における各種イベント等の開催及びその使用に関し、その条件を定める。

## (使用区域)

第2条 使用できる区域はセットバック部分内とする。なお、テーブル・イスなどイベント開催に必要な設備・備品等の一切は、使用者が準備すること。

## (使用時間)

第3条 使用時間は、公社が特に認めた場合を除き、午前9時から午後6時までとする。

## (使用の制限)

第4条 継続での使用は、9日までとする。

## (使用の準備及び後片付け)

第5条 セットバック部分を使用する者は、使用の準備、後片付け及び清掃等一切を自ら行うこと。

## (使用申込)

第6条 セットバック部分を使用する者は、使用日の14日前までに使用許可申請書（様式1）及び、必要に応じて開催するイベント等の企画書を提出すること。ただし、同一月の使用は2回を上限とする。

2 使用申込は、毎月1日以降、6ヵ月後の1ヵ月分の使用申請の受付を開始とする。ただし、1日が公社休業日の場合は、その月の最初の営業日とする。

3 公社は、申込内容を審査する。

4 次の各号に掲げる内容又は目的に関する使用を許可しないときがある。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するとき。

(2) 建物又は付属設備若しくは備品を損傷、汚損し、又はその恐れがあるとき。

(3) 使用権を第三者に譲渡・転貸したり、無許可で使用目的や内容を変更するとき。

(4) 極端な音楽効果及び異臭を発するとき。

(5) 公社の承認を受けずに集会を催し、寄付金を募集し、物品販売等の行為を行うとき。

(6) 公社の承認を受けずに危険物（爆発物、ガソリン、エーテル、シンナー、ガス、火薬等発揮性、引火性のあるもの及び毒物等）その他、他人に危害迷惑をかける恐れがある物品、動物等を持ち込むとき。

(7) 公社の承認を受けずに、火、水、熱等を使用して食品加工、調理等を行うとき。

(8) その他施設の管理運営上支障が生じるとき。

## (使用の許可)

第7条 審査の結果、公社がセットバック部分の使用を許可する場合には、使用許可書を交付する。許可に際し、公社は条件を付することがある。

2 使用を許可した後であっても、次に掲げる場合には使用の許可を取り消す。

(1) 第6条第4項に掲げる事項に該当する内容、目的での使用であることが判明したとき。

(2) 行政諸官庁により、中止命令が出されたとき。

(3) 申込書記載事項に虚偽があったとき。

(4) 許可にあたって公社が付した条件に反したとき又は反することが明白となったとき。

3 次に掲げる場合には、使用開始の前後にかかわらず、使用を中止又は制限する場合がある。

- (1) 荒天等により、セットバック部分の使用が不可能になったとき。
  - (2) 施設の管理上特に必要が生じたとき。
- (使用料)

第8条 使用料は1日5,000円とする。

- (1) 使用料は使用日の2日前までに納入すること。
  - (2) 当日の使用の有無に関わらず使用料の返還はしない。
- (使用料の減免)

第9条 公社は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 公社は、火災、盗難、その他の事故により使用者等に損害が発生した場合であっても、故意又は重過失でない限りその責めを負わない。

- 2 使用者の故意又は過失によりセットバック部分等を損傷し、汚損し又はその他の行為により公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 セットバック部分の使用に係る人身事故及び物品等の盗難・破損などすべての事故についても、公社はその損害を賠償する責めを負わない。

附 則

この要領は、令和4年1月11日から施行する。